

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 ／先端半導体製造技術の開発（委託）」の公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なおJ グランツの使用にあたっては、事前にG ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は2週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026年3月26日(木)～2026年4月27日(月) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下のJ グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXg1MAH?wfid=a0XJ2000006hVWyMAM>

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

半導体・情報インフラ部 ポスト5G室

目次

1. 事業内容及び公募対象	3
(1) 事業内容.....	3
(2) 公募対象.....	4
2. 応募要件・実施要件	4
3. 応募方法.....	6
(1) 提出期限及び提出方法	6
(2) 提出書類.....	8
4. 採択先の選定.....	10
(1) 審査の方法.....	10
(2) 審査基準.....	10
(3) 採択先の公表及び通知	12
(4) 選定スケジュール	12
5. 公募説明会の開催.....	12
6. その他重要事項・留意事項	13
7. 問い合わせ先.....	13
8. その他	13
9. 掲載資料.....	13
【別紙】その他重要事項・留意事項	15
◆応募にあたっての留意事項.....	15
(1) 提出書類の留意事項.....	15
(2) 契約等に係る情報の公表・開示.....	15
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除.....	15
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応.....	17
(5) EBPMに関する取組への協力について.....	17
(6) 提出書類の情報の取り扱い.....	18
(7) GXに関する取組への対応.....	18
(8) 産学連携および人材育成に関する取組みの強化.....	18
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	19
(1) 事業運営.....	19
(2) 採択後の各種事務手続き	19
(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用.....	20
(4) 追跡調査・評価.....	21
(5) 成果最大化に向けた仕組み.....	21
◆法令遵守、研究不正への対応	21
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	21
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	22
(3) 研究不正への対応	23

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」を実施しており、そのうち、研究開発項目②「先端半導体製造技術の開発」に取り組んでいます。詳細は、経済産業省が定める研究開発計画をご参照ください。

今回以下に記載するプロジェクトの公募を実施いたします。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 事業内容及び公募対象

(1) 事業内容

第4世代移動通信システム(4G)と比べてより高度な第5世代移動通信システム(5G)は、現在各国で商用サービスが始まっていますが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5G(以下、「ポスト5G」)は、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待されます。

本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システム(以下、「ポスト5G情報通信システム」)の中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化及びデジタル社会と脱炭素化の両立の実現を目指します。

本公募では、研究開発計画に記載された以下の研究開発項目を対象とします。具体的な研究開発内容等は研究開発計画をご参照ください。

なお、本プロジェクトは「GX実現に向けた基本方針」(令和5年2月10日閣議決定)3.(2)に基づき実施するものとします。

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／先端半導体製造技術の開発」

(d) 国際連携による次世代半導体製造技術開発(委託)

(d7) 次世代半導体を活用した医療分野における高速画像処理システムの開発【GX】

<開発対象>

- ・推論に特化した次世代半導体を活用し、高速かつ低消費電力な医療画像処理を可能とするソフトウェア

<開発目標>

- ・医療分野において高速かつ低消費電力な画像処理が必要なユースケース(例:画像再構成、画像認識等)を具体的に定め、推論に特化した2nm世代半導体を活用する画像処理システムを2件以上開発した上で、医療現場での有用性の検証を実施すること。
 - ・研究開発開始時点の技術と比較して、システムとしての画像処理速度が5倍以上、画像処理のエネルギー効率(単位エネルギーあたりの画像処理速度)が10倍以上であること。
- ※なお、研究開発開始時点において比較対象となるシステムが存在しない場合は、開発した画像処理システムによって実現する画像処理速度及びエネルギー効率の向上について、各種指標(例:単位エネルギーあたりの画像処理速度等)を用いて定量的目標(例:研究開発終了時点で競合となり得る技術との比較しN倍等)を設定し、本事業で検証すること。

<応募条件>

- ・海外企業等と共同で研究開発事業を実施する、または、研究開発内容に対するアドバイザ

等として海外企業等が参画すること。

※「海外企業等」として、提案者の親会社、子会社は対象外とする。

- ・上記のほか、「海外企業等」の属する国・地域と、日本政府との政府間交渉により、同国・地域の法令等を踏まえて、追加で条件が付される可能性がある。

(2) 公募対象

本公募の対象、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

対象	予算規模	事業期間
(d7) 次世代半導体を活用した医療分野における高速画像処理システムの開発【GX】	提案 1 件当たりの初回ステージゲート審査までの提案時委託費は、原則として62 億円以下とする。 (NEDO 負担率：100%)	2026 年度～

【留意事項】

- ・採択された提案の事業期間は、研究開発開始時点から原則 5 年（60 か月）以内とし、当初契約締結する期間は 36 か月（※後述するステージゲート審査後の調整期間として 6 か月を加えたもの）以内とします。事業期間が 3 年以上となる場合は、各開発テーマの研究開発開始から終了までの中間時点（5 年の場合は、研究開発開始時点から 2.5 年後）を目処に、ステージゲート審査を実施し、継続可否の判断を行う予定です。なお、採択審査段階等における外部有識者の審査で認められた場合には、ステージゲート審査時期の目途よりも前に実施することも可能とします。
- ・波及効果が大きく一体として研究を行う必要があるが、上記の予算規模では十分な研究開発が行えない場合であり、採択審査における外部有識者の審査で認められた場合には、必要額を十分に精査した上で、上記を超える予算規模を認めるものとします。
- ・提案の採択に当たり、提案から研究開発内容の変更、研究開発期間の変更、採択額の減額等を行った上で委託する場合があります。
- ・事業開始後も、日本国政府の予算又は方針の変更、ステージゲート審査の実施等により、必要に応じて、実施内容の見直しや予算の増加・減少、研究開発の中止を実施する場合があります。
- ・一部の開発目標のみに対する提案（部分提案）は認めません。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある法人は、次の (1) ～ (10) までの条件、「研究開発計画」及び「2025 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独ないし複数で受託を希望する、企業・大学等であることが必要です。ただし、研究機関等による単独提案は不可とし、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力

を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。

- (3) NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が事業に応募する場合は、当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。
- (8) 本事業は、安全保障貿易管理の観点から、海外への機微技術等流出・漏洩への対応として、輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第 3 の 2）※2 及び懸念 3 か国（輸出貿易管理令別表第 4）（※）に属する企業等が、提案書の実施体制に含まれている場合は、本事業の対象外とする。
- (9) 標準化に取り組むにあたり、グローバルに連携をして進めること。

※「輸出貿易管理令別表第 3 の 2」「輸出貿易管理令別表第 4」についてはこちらをご参照ください。

経済産業省ウェブサイト：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html>

- (10) 本事業の実施にあたっては、情報管理体制整備の一環として、技術流出防止措置を講じていただくべく、提案書とともに確認票を提出いただきます。

確認票の提出時にエビデンス類の提出は不要ですが、提案時点の取組状況が不十分と判断される場合は採択にあたって条件を付す場合があります。また、採択後も取組状況を確認させていただきます。詳細は別添資料をご参照ください。

情報管理体制整備の一環として、コア重要技術等（※）を特定いただくとともに、当該コア技術等の流出を防止するために以下の（ア）～（ウ）の技術流出防止措置を講じていただきます。対象となる事業者は、採択決定後、技術流出防止措置の取組状況について NEDO の求めに応じて確認票を用いて報告いただきます。取組状況が不十分な場合は、是正依頼を行う場合があります。是正措置に対して従わない場合は、交付取消に相当する措置に講じる場合があります。

- (ア) コア重要技術等へのアクセス管理
コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に限定し、適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。
- (イ) コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理
（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じ

るとともに、当該従業員が退職する際はコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

(ウ) 取引先（共同研究パートナー等のサードパーティーを含む。以下同じ。）における管理

NEDO の支援を受けて研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア) 及び(イ)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

(※) 「コア重要技術等」の定義

コア重要技術とは、当該研究開発の成果及びその活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。いずれも公然と知られていないものに限る）を指し、「コア重要技術等」とは、コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術のうち非公知のものを指します。

【実施要件】

本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」及び「ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款およびマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】

●委託事業の手続き：約款・様式

業務委託契約約款

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款

https://www.nedo.go.jp/news/other/ZZIT_00034.html

●委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。た

だし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 4 月 27 日（月）正午申請完了

応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO のウェブサイトでお知らせいたします。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXg1MAH?wfid=a0XJ2000006hVWyMAM>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】 NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けしないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が

判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ②提案の概要（300文字以内）
- ③提案内容、手法のポイント（600文字以内）
- ④責任者名（所属部署・職名含む）（法人毎に列記。委託事業の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む）、補助事業の場合は主任研究者）
- ⑤利害関係者（※）

（※）利害関係の確認について

- NEDO 及び経済産業省商務情報政策局（以下、商務情報政策局）は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO 及び商務情報政策局は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は各書類内をご参照ください。

提出書類	
①	別添 1：提案書【Word】
②	様式：積算用総括表【Excel】（①に埋め込んだ表のオリジナルファイル）
③	別添 2：研究開発統括責任者候補、研究開発責任者の研究経歴書及び実用化・事業化責任者候補職務経歴書【PDF】
④	別添 3：提案者情報【Excel】
⑤	別添 4：研究開発成果の事業化計画書（別紙）【Excel】
⑥	別添 5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況【PDF】
⑦	別添 6：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票【PDF】
⑧	別添 7：提案概要説明資料【PowerPoint】 Power Point の「スライドショーの記録」機能を使いナレーションを付けて下さい。具体的な手順は、資料内の「参考 ナレーションの追加について」をご確認ください。ナレーション時間は 15 分以内（厳守）としてください。
⑨	別添 8：GX に係る取組申告書【PDF】
⑩	統合 PDF ファイル【PDF】 以下を PDF ファイルとして統合したもの。 - ① 別添 1：提案書【Word】 - ④ 別添 3：提案者情報【Excel】 - 国外企業等と連携する、又はその予定がある場合には、当該国外企業等が連携している、もしくは関心を示していることを表す資料（必要な提案者のみ） ファイル名は、先端半導体製造_d7_提案書一式_DDD_EEE. pdf にしてください。 DDD：提案者名 EEE：ファイル作成日（yymmdd ※各数字 2 桁で年月日）
⑪	会社案内一式 PDF ファイル（企業のみ）【PDF】 以下を PDF ファイルとして統合したもの。 - 会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書。提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要） - 直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）（※1） ファイル名は、先端半導体製造_d7_会社案内一式_DDD_EEE. pdf にしてください。 DDD：提案者名 EEE：ファイル作成日（yymmdd ※各数字 2 桁で年月日）
⑫	申請提出書類のチェックリスト【Word】

(※1)

- ・共同提案の場合は各社分を提出願います。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- ・財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。
「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合

資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。

- ・直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 3：提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- ・再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- ・なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- ・法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 採択先の選定

(1) 審査の方法

商務情報政策局による一次採択審査及び NEDO が設置する外部有識者による採択審査委員会（二次採択審査）を行った上で、NEDO 内に設置する契約・交付審査委員会で審査します。

一次採択審査及び二次採択審査では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる委託事業者候補を選定します。審査の進め方については、研究開発計画をご参照ください。必要に応じて、商務情報政策局または NEDO からヒアリングや資料の追加等を複数回お願いする場合があります。

契約・交付審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 一次採択審査の基準（商務情報政策局）

- i. 研究開発計画との合致性
- ii. 適切な情報管理体制の確保
- iii. 事業化の実現可能性・GX の実現に向けた研究成果の社会実装へのコミット
- iv. 事業化後の継続可能性
- v. 先端半導体技術関連市場の維持・獲得

b. 二次採択審査の基準（NEDO）

i. 提案技術の評価

- ・研究開発計画との合致性
- ・提案内容の新規性
- ・目標とする技術レベルの難易度・到達時の優位性
- ・提案開発の実現可能性
- ・提案額・実施期間の妥当性

ii. 提案者の能力評価

- ・開発実績
- ・実施体制の妥当性
- ・財務能力（経理的基礎）、経理等事務管理/処理能力

iii. 実用化・事業化の評価

- ・想定する市場規模
- ・実用化・事業化計画の具体性
- ・実用化・事業化計画の実現可能性・GXの実現に向けた研究成果の社会実装へのコミット
- ・国民生活や社会への波及効果

iv. その他

採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います

- ・平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

v. 総合評価

c. 契約・交付審査委員会の選考基準（NEDO）

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の事業に関する実績を有すること。
2. 当該開発等を行う体制が整っていること。（再委託予定先等含む。国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
3. 当該開発等の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。

3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（再委託先・共同実施先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法等）を付す場合があります。

c. ニュースリリース

必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) 選定スケジュール

2026 年 4 月 27 日：公募締切

2026 年 6 月上旬（予定）：一次採択審査委員会（商務情報政策局）

2026 年 6 月上旬（予定）：二次採択審査委員会（NEDO）

2026 年 6 月中旬（予定）：契約・交付審査委員会（NEDO）

2026 年 6 月中旬（予定）：採択先決定

2026 年 6 月下旬（予定）：ウェブサイトに公表

2026 年 8 月中旬（予定）：契約締結

※採択審査委員会の日程等により前後に変動の可能性あり。

5. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおりオンラインでの説明会を開催し、事業概要や提案にあたっての留意事項等について説明します。説明会の参加は任意となりますが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の事業者は、下記の日時までに、申込先の登録フォームに、ご氏名、E-mail アドレス、組織名を登録してください。

<参加申込方法>

申込期限：2026 年 4 月 1 日（水）17 時まで

申込先：<https://events.teams.microsoft.com/event/26404d3a-e494-4248-8744-5147167d631f@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

<説明会の日時、形式>

日時：2026 年 4 月 2 日（木）11 時 00 分～12 時 00 分

形式：オンライン開催（Microsoft Teams での開催となります。オンライン参加 URL は、

申込（登録）後、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。）

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、公募締め切りの2営業日前まで、以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(1) 公募の内容及び契約に関する問い合わせ（(2)に関する問い合わせは除く）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

半導体・情報インフラ部 ポスト5G室 久保田、青柳、東、小村、鈴木

E-mail: post5g_koubo7@ml.nedo.go.jp

(2) 研究開発計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省商務情報政策局情報産業課 西嶋、牧野、岩佐、吉原

E-mail: bzl-post5G_koubo@meti.go.jp

8. その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「2025 年度 NEDO 事業に関する制度改善アンケート」から、ご意見お寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/pe5axevkyqoc>

9. 掲載資料

公募に係る関連資料は以下のとおりです。

- ・ 研究開発計画（経済産業省ウェブサイト参照）
- ・ 2025 年度実施方針
- ・ 公募要領（委託）
- ・ 別添 1：提案書
- ・ 様式：積算用総括表
- ・ 別添 2：研究開発統括責任者候補、研究開発責任者の研究経歴書及び実用化・事業化責任者候補職務経歴書の記入について
- ・ 別添 3：提案者情報

- ・別添4：研究開発成果の事業化計画書（別紙）
- ・別添5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- ・別添6：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票
- ・別添7：提案概要説明資料
- ・別添8：GXに係る取組申告書
- ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款
- ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）
- ・申請提出書類のチェックリスト

【別紙】 その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

①研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。委託事業の場合は、研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（共同提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

補助事業の場合は、補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】 契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）

に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※） 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※） 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

①パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

②本委託業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力を同意したものとみなします。

(※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO 及び商務情報政策局は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

(7) GX に関する取組への対応

①GX リーグに加入するなど、以下（i）、（ii）の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。

- i. 国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2025 年度（単年度及び 2024～25 年度の 2 年間）・2030 年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

（注）第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

- ii. i. で掲げた目標を達成できない場合には Jクレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2020 年度 CO2 排出量が 20 万 t 未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。

②本事業の実施による脱炭素（二酸化炭素削減）効果（Scope1、2 及び 3（サプライチェーン上で発生する 自社以外の排出）の考え方を踏まえる）を定量的に把握するための体制・方法等を構築し、経済産業省の指示に応じて、把握した脱炭素効果に係る情報を速やかに提出すること。

③開発する技術に係る国際的なコスト競争力の向上や海外市場の獲得等、企業の成長につながる今後の方針やロードマップ等を策定し、取締役会その他これに準ずる機関による決議・決定を行い、その根拠資料を提出すること。

④賃上げ等、必要な人材の確保に向けた取組を進めること。

(8) 産学連携および人材育成に関する取組みの強化

半導体や AI、情報通信等の開発力の強化において、民間企業とアカデミアがお互いのニーズ・シーズを理解し真に必要な産学連携の取組みや、人材育成に取り組むことが重要で

す。

そこで、本事業についても、採択決定後に、産学連携や人材育成に関する取り組みへの協力を依頼することがございます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、基本計画及び毎年度策定する実施方針に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画及び実施方針を必ずご確認ください。

採択決定後、契約締結に至る段階で、研究内容及び予算計画に関して NEDO から詳細な検討をお願いした上で実施計画を確定していきます。

なお、ステージゲート方式の採用等により、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業は、以下に掲載する公募時期に対応した最新の「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を適用するとともに、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。

また本事業は、以下に掲載する最新の「NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針」を適用します。

【参考】NEDO プロジェクトにおける知財マネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(2) 採択後の各種事務手続き

①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、利用申請書の提出もしくは G ビズ ID を用いた利用申請が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに

必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

③資産の取り扱い

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。なお委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。また委託先は、事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。

(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(4) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

また、本事業では、研究開発終了後（委託期間中に研究開発の内容の一部を終了し、その成果を実用化・製品化した場合は当該時点とする。）から5年間、研究開発成果の事業化・製品化に基づく収益状況等について報告いただきます。

(5) 成果最大化に向けた仕組み

開発成果の社会への普及を強く促すため、以下の取組を実施します。

- ・研究開発の開始時点から、研究開発成果を利用するユーザーとの意見交換を行うとともに、ユーザーによる試作品の評価（利用サービスの提供を含む。）を積極的に実施することにより、研究開発期間全体を通じて、ユーザーのニーズ（技術面、コスト面等）を適切に把握します。当該ニーズを踏まえ、必要に応じて、研究開発内容を柔軟に見直すことにより、研究開発の方向性を最適化します。
- ・ユーザーによる試作品の評価等を通じて、研究開発期間中に製品化の見込みが得られたものについては、研究開発期間中であっても研究開発の内容から一部を切り出し、早期の製品化に取り組みます。
- ・事業成果の最大化のため、必要に応じ、本事業で構築するパイロットライン等を活用したオープンイノベーションの推進、ユーザー企業・機関との連携、国際連携の推進、他の政府予算事業との連携によるシナジー効果の創出、成果報告会・ワークショップの開催等を行います。

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に

際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

(※) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※)。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

(※) 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター モデル CP のご紹介
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易管理ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障輸出管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

- a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和 6 年 5

月 1 日施行) において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます(経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条)。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT 出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第 78 条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合には、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く)
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く)

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。)(※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。)(※2)に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

(※1)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。(※2)に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html